公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４０号
茨城県筑西市小川1175番地
債務者　野澤　俊男
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　聡太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４１号
茨城県筑西市小川1175番地
債務者　野澤　和子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　聡太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４２号
茨城県筑西市藤ケ谷1854番地14、前住所茨城県筑西市小川1175番地
債務者　野澤　英樹
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千田　聡太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１号
山梨県甲府市武田２丁目11番10号
債務者　剣持　宏樹
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊道生穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
兵庫県西宮市木津山町７番14―303号、前住所兵庫県西宮市甲子園口４丁目14番21号
債務者　橋本　　章
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号
奈良市富雄北３丁目17番13―401号
債務者　坂田　広邦
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６号
高知県香南市香我美町上分912番地４
債務者　藤田　典也
1　決定年月日時　平成29年３月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　久敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地161　ＯＣＴＯ　ＨＯＵＳＥ　103号
債務者　山下　洋幸
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３１号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1945番地９
債務者　藤野　二郎
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1945番地９
債務者　藤野かおり
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３８９号
大分市光吉新町12の２、住民票上の住所大分市大字光吉1913番地の181
債務者　河野　文丸
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６２３号
大阪市住之江区御崎７丁目13番８号
債務者　西尾　博行
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市高台３丁目43番地１　104号
債務者　木尾　龍子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
熊本市東区長嶺南１丁目６番15―102号、前住所熊本市東区東本町21番１―912号
債務者　田﨑　恵行
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
宮城県角田市角田字中島下８番地　Ｄ棟
債務者　丸谷　勝男
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第６５４号
静岡市清水区有東坂８番24号　トピア有東坂Ａ102
債務者　小林　亜紀
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　俊平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
静岡地方裁判所民事第２部